

熊谷市障がい福祉計画（第4期）（案）に関する意見公募手続（パブリックコメント）意見と市の考え方

1 意見募集期間

平成27年1月23日（金）から2月19日（木）まで

2 意見の提出者数及び意見等件数

提出者数 2人

意見等件数 5件

3 意見の内容と市の考え方

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P 7 P 37	7ページの基本理念では「障がいの有無によって～整備を進めます。」と記述しているにも拘らず、37ページでは「障がい児や障がい者が、地域における生活を送る上で必要な介護サービスを受けるために医療機関や保健機関と連携し、卒業後を見据えた生活支援のために特別支援学校等教育機関との連携」と記述している。これらの記述は世界の潮流になっている「インクルーシブ教育」に反していることは明確である。	現在の制度の中で記述したものであり、現行のとおりとします。
P 7 13行目	「発達障がい者及び高次脳機能障がい者についても精神障がい者に含まれること…の周知を図ります」と記していただき感謝申し上げます。	—

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P 25	25 ページの「計画相談支援」のところに、計画相談において第2号被保険者で介護保険制度のケアプラン作成対象の若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害の方に対して、介護保険サービスだけでなく障害福祉サービス固有の移動支援事業による外出支援等、障害福祉サービス等の利用計画がスムーズに作成できるように、介護保険サービスと障害福祉サービスの連携を図ることを記してください。	対象となる方の個別の支援の中で対応してまいりますので、現行のとおりとします。
P 37	37 ページに、精神障害である発達障害と高次脳機能障害については、熊谷市の実施する地域生活支援事業と、埼玉県の実施する地域生活支援事業（発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業）とを連携して、地域生活支援体制を実施する旨のことを記してください。	関係機関との連携を記した 37 ページでは、市の障害福祉全般について、連携の取組の重要性を記しておりますので、現行のとおりとします。
—	入院時の介助が熊谷市では認められていない。 埼玉県内でも行田・鴻巣・さいたま各市を始め、全国では多数の市区町村で認められているので、熊谷市でも早急に実施して欲しい。	御意見として伺いました。